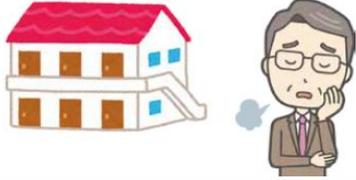


# 障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して

アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障害がある人は保護者や介助者が一緒にないと窓口対応しないとされた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



## ワークI 考えてみましょう!

- 障害がある人との出会いや関わりについて、振り返ってみましょう。

## ワークII どう思いますか?

- 上のイラストのように、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、条件をつけたりすること等についてどう思いますか?

## ワークIII 語り合えましょう できること!

- 障害がある人への差別を解消し、障害がある人もない人も共に暮らすために、地域でできることや自分ができるところをあげてみましょう。

# 障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して

～滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例が施行されました～

## 1 条例の目的

この条例は、障害がある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

## 2 対象となる「障害者」とは？

この条例の対象となる「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などにより心身の機能の障害がある人であって、障害および社会の中にあるバリアにより継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人すべてが対象です。

→これは「[障害の社会モデル](#)」の考え方に基づいています。

障害者手帳

この条例では、障害を理由とする差別を解消するため、すべての県民、事業者、障害がある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を求めています。詳しくは本冊子 P.69 をご覧ください。

### 障害を理由とする差別とは？

正当な理由がなく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるたりすることです。



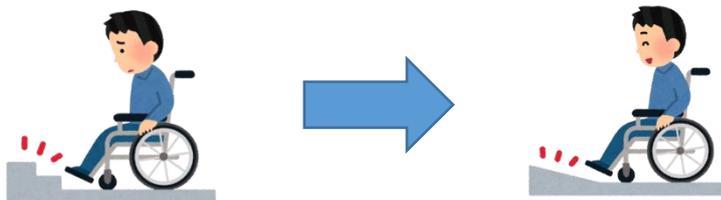
### 合理的配慮の提供とは？

障害がある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。重い負担がないのに「合理的配慮をしないこと」は差別に当たります。「お互いの事情」を分かりあい、共に「何ができるか」アイデアを出し、建設的な対話によって、その時々に見える配慮を導き出すのが合理的配慮です。できないと判断する前に、どうすれば対応できるかを考えることが重要です。

## 3 「障害の社会モデル」とは？

「障害の社会モデル」とは、障害がある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって生じるという考え方です。社会の中にあるバリアを社会全体で取り除いていきましょう。

- ・例えば、階段を車イスで上がることはできません。⇒障害がある
- ・しかしスロープが設置されれば車イスでも上がることができます。⇒社会モデルでは障害が解消された



YouTube 法務省チャンネル

人権啓発動画「障害のある人と人権 ～誰もが住みよい社会をつくるために～」

法務省



## 4 障害者

### 1. 目的

障害がある人の暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいと思います。障害がある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら共に生きていくことが大切です。ここでは、障害がある人との今までの出会いや経験を語り合い、誰もが暮らしやすいまちにするためにできることを考えましょう。

### 2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まず、自分の経験などから障害について知っていることを話し合ってみましょう。</li> </ul> <p>《視点1》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などにより心身の機能の障害がある人で、障害および社会の中にあるバリアにより、日常生活・社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。それぞれの障害を正しく理解し、個々に応じた配慮をすることが必要です。</li> <li>・障害には、病気や事故による外傷、加齢など後天的なものも当然あります。人ごとではなく我がこととして考えましょう。</li> </ul>
II	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。また、これまでに経験したり、聞いたりした障害がある人に対する差別の事例を率直に出し合って、どのように思うか考えてみましょう。</li> </ul> <p>《視点2》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例では、すべての県民、事業者に障害がある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を義務としています。</li> </ul>
III	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害がある人への差別を解消し、障害がある人が暮らしやすいまちづくりをするために地域や自分でできることを話し合みましょう。また、障害の社会モデルの例を参考に、地域での障害がある人への障壁は何か、どう解消していけばよいか話し合ってみましょう。</li> </ul> <p>《視点3》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的障壁とは、障害がある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものと定められています。</li> </ul>

### 3. より深く学ぶために（資料）

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進 （内閣府）  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- ・ 「みんなで考えよう！発達障害」 （滋賀県）  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5391480.pdf>
- ・ 「障害者への虐待を防ぐために」  
～障害者虐待防止法について～ （滋賀県障害者権利擁護センター）  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5289827.pdf>
- ・ 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」 （滋賀県）  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai/fukushi/338050.html>

滋賀県障害福祉課



「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」

法務省人権擁護局

